令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 第三期入試 憲法

【出題趣旨】

- ・本問は、(A) 県民ホールという公共施設における劇団の表現活動が、その表現内容が県独自の表現として誤解され、混乱を引き起こすという理由で条例で利用不許可(公演中止などを含む)としうるか、という条例それ自体の合憲性、ならびに、(B)とくに本間演劇が劇中の朗読として、県立図書館にも置かれている小説を劇団によって読み上げることにより、高校の課外活動の生徒らにもよく聞かせることができたにもかかわらず、表現内容が県独自の表現内容と誤解されるなどという理由で演劇が中止された、という具体的な公共施設の管理権行使の合憲性を問うている。
- ・原告、被告それぞれにつき、上記の論点を整理したうえで、どのように理解され記述されるかを出題の趣旨とした。

【採点基準】

- (1)
- (イ)「県民ホールは本来、全国的に公民館内での各種政治団体の集会でさえも、館外での暴力等に結びつかないかぎりは、表現の自由の場として認められているはずだ。本件はそうした混乱はない。」という記述を憲法論として整理することが求められる。20点
- (ロ)「高校生らが興味をもった朗読劇は、県立図書館にも普通に置かれている作家 B の短編小説の読み上げに他ならず、条例が公演中止の要件としている『県独自の表現内容や表現物』には、われわれの演劇はそもそも該当しない。」という記述を、図書館の書物と演劇の朗読内容との表現行為としての異同を比較することを中心に採点する。20点
- (2)
- (ハ) 地方自治法 244 条の「・・・正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」という趣旨の合憲性を具体的に論じる。20 点
- (二)問題文で引用した裁判例の「県立美術館の管理運営上の支障を生じる蓋然性が客観的に認められる場合には、管理者において、右の美術品の特別観覧許可申請を不許可とし、あるいは図録の閲覧を拒否しても、公の施設の利用の制限についての地方自治法 244 条 2 項の「正当な理由」がある」、という論点を、本問の演劇と同視できるか否かを具体的に論じる。20点

令和 2 年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨 第三期入試 刑法

【出題趣旨】

- 第1 Aに対する傷害罪(204条)の成否 【計35点】
 - 1 構成要件該当性(5点)
 - ・投石という行為の性質から傷害の故意を認めても支障はない。傷害の該当性について端 的に指摘すれば足りる。
 - 2 正当防衛の成否(計30点)
 - (1) 事案分析 (5点)
 - ・Aは甲に対しラリアットを見舞い、更なる加害行為の気勢を示していることから、客観的には不正の侵害がある。しかし、Aのかかる侵害行為は、甲の不正な殴打行為が誘発したともいえるため、いわゆる自招侵害として対抗行為が許容されるといえるかが問題となる。
 - (2) 自招侵害の場合の判断基準、あてはめ
 - ・自招侵害に対する正当防衛を如何に制限するかについては争いがあるが、本事案とほぼ同じ事実関係について、正当防衛はもとより過剰防衛の成立も否定した最高裁判例(最高裁平成20年5月20日第二小法廷決定¹)があることから、それを意識した判断基準を提示し(13点)、的確にあてはめることが求められよう(12点)。
 - ・なお、上記判例の判断枠組みを用いずに論じる場合は、上記配点中で評価する。

第2 甲のBに対する傷害致死罪(205条)あるいは傷害罪の成否【計50点】

- 1 実行行為性、因果関係の有無(計20点)
- (1) 事案分析 (4点)
 - ・Bに生じた傷害結果は、対Aと同様、端的に認めれば足りよう。しかし、通常であれば全治約2週間程度に止まる程度の傷害であったが、意外にもBが血友病患者であったことから、死亡するに至っている。甲の行為と当該結果との間の因果関係の有無が問題となる。
- (2) 因果関係の判断基準、あてはめ
 - ・各自が依拠する因果関係の判断枠組みを示し (8点)、的確にあてはめることが求められる (8点)。
- 2 方法の錯誤の処理(計20点)
- (1) 事案分析 (4点)
 - ・甲の投じた石は、全く予期しないBの顔面に命中している。これは、具体的事実の錯

¹ 最決平成20年5月20日刑集62巻6号1786頁 [百選 I・22:ラリアット事件]。

誤のうちの方法の錯誤にあたるが、実現事実について故意(38条1項本文)が認められるかが問題となる。

- (2) 方法の錯誤の判断基準、あてはめ
- ・これについては、具体的符合説、法定的符合説の対立があるので、根拠を示しつつ適切な判断基準を提示して(9点)、的確に当てはめることが求められる(7点)。
- 3 防衛行為と第三者? (10点)
- ・防衛行為が第三者に及んでしまった場合は、「防衛行為と第三者」の問題が生じるが、 自招侵害への対抗行為が第三者に生じた場合は、もととなる行為が「何らかの反撃行為 に出ることが正当とされる状況」でなされていない。この点について的確に指摘して処 理することが求められる。

第3 罪数 【5点】

・以上を踏まえた適切な罪数処理が求められる。

第4 裁量点 【10点】

・上記以外でも、構成力、文章力が優れたのもの等には加点する。

上記基準にしたがって採点する。なお、合計点に0.8を乗する。